

## 横手市地籍調査成果の閲覧及び交付に関する事務取扱要領

令和3年7月19日

(趣旨)

第1条 この要領は、地籍調査（国土調査法（昭和26年法律第180号。以下「法」という。）第2条第5項に規定する地籍調査をいう。以下同じ。）の成果（以下「成果品」という。）の閲覧又は写しの交付に係る事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において成果品とは、地籍調査により作成されたものであって、法第19条第2項の規定により認証され、及び法第21条第2項の規定により市が保管するもののうち、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 地籍簿
- (2) 地籍図
- (3) 一筆地図形（座標値及び基準点を含む。）
- (4) 集成図

(成果品の閲覧又は写しの交付申請)

第3条 成果品を閲覧し、又は成果品の写しの交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、地籍調査事業成果品閲覧・交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、成果品を閲覧させ、又は成果品の写しを交付すること（以下「閲覧等」という。）が適当であると認めるときは、次条の規定により閲覧等を実施する。

3 第1項の規定による申請（以下「閲覧等申請」という。）の対象地が当該申請者以外の者が所有している土地であるときは、第1項の申請書に当該対象地の所有者の委任状を添付しなければならない。ただし、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、行政書士等が受任している事件に係る業務において申請する場合は、この限りでない。

4 所有者が死亡している土地については、当該所有者の相続人が閲覧等申請を行うことができるものとする。この場合において、申請者は当該所有者の相続人であることを証する書類等を提示しなければならない。

（成果品の閲覧及び写しの交付の実施）

第4条 成果品の閲覧を実施する場所は、横手市財務部財産経営課が指定した場所とする。

2 成果品の閲覧に際して、担当職員は、閲覧する者が成果品を汚損等しないよう注意を促すものとする。

3 成果品の写しの交付は、複写機等を利用して行うものとする。

（成果品の閲覧及び写しの交付の制限等）

第5条 市長は、閲覧等申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、成果品の閲覧の制限若しくは中止又は写しを交付しないことができる。

（1） 市で保管する成果品以外に対する閲覧等申請があったとき。

（2） 閲覧等申請の対象となる成果品が、横手市情報公開条例（平成17年横手市条例第23号）第6条各号に規定する情報又は横手市個人情報保護条例（平成17年横手市条例第24号）第1項第15条各号に規定する個人情報を含むとき。

（3） 成果品がき損等しているとき。

- (4) 閲覧等申請の理由が適切でないとき。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。
- 2 前条第3項の規定により成果品の写しの交付を受けた者は、交付された成果品の写しについて次の各号に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 第三者に貸し出し、又は譲渡すること。
  - (2) 複写又は複製すること。
  - (3) 地籍調査事業成果品閲覧・交付申請書に記載した目的以外に使用すること。
- (費用の負担)

第6条 成果品の閲覧は無料とする。

- 2 成果品の写しの交付を受けるものは、当該写しの交付に要する費用を負担し、及び成果品の写しを受け取るときに納めなければならない。
- 3 前項の費用は、成果品に記された土地1筆につき200円とする。ただし、横手市手数料条例(平成17年横手市条例第93号)第2条第4項各号のいずれかに該当する場合は、無料とする。
- (その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年7月19日から施行する。